

養父市障がい者活躍推進計画（市長部局）

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

1 はじめに

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体は、障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成することとなりました。

これを受けて法定雇用率の達成に加えて、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など、全ての障がい者がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる職場づくりに向けて、計画の推進に取り組んでいきます。

2 令和2年度～令和6年度までの計画期間における状況

目標：計画終了年度において3.0%

実績

	R2.6	R3.6	R4.6	R5.6	R6.6
雇用率（%）	2.9	3.29	3.34	3.71	3.34

3 目標

- ① 実雇用率(各6月1日時点) 3.0%以上

※法定雇用率が改定され、目標実雇用率を上回った場合は法定雇用率とする。

(参考) 法定雇用率 2.8% (令和8年7月から 3.0%)

計画終了期間まで法定雇用率を下回ることなく雇用率の向上を目指す。

【計画終了年度において3.0%】

評価方法：毎年任免状況通報による把握・進捗管理

- ② 定着に関する目標

採用1年後の定着率 100%

評価方法：任免状況通報のタイミングで定着状況を把握・進捗管理を行う

- ③ キャリア形成に関する目標

人事配置の検討の際に新たな職域を検討する。

評価方法：各年度に職種数把握・進捗管理

4 取組内容

- ① 組織面

- ・人事担当部長を障がい者雇用推進者に選任している。
- ・障がい者雇用推進者を中心とし、障害者職業生活相談員も含めた障がい者雇用推進会議を適宜（おおむね毎年度）開催する。
- ・人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関（公共職業安定所等）と連携し障がい者雇用の増に努める。

② 人材面

- ・障害者職業生活相談員に選任された者に、兵庫労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
- ・障がい者が所属する所属長に対して障がい者雇用の理解を深めるための研修の実施又は諸団体が実施する研修・講座の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。

5 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境

各年度開始前に、次年度の障がい者雇用に対応した環境について、多目的トイレ、スロープ等の改修の必要性等について点検を行う。

また、新規採用の障がい者には定期的に面談を行うなど必要な配慮を行い、必要な措置を講じる。

② 募集・採用

採用選考においては、応募者の希望により補助者の入室も認める中で、出来る限り応募された障がい者の発言が面接官に適切に伝えられるように努めるものとする。

③ 働き方

会計年度任用職員においては、就業規則に定める時間の範囲内での指定勤務時間内において、柔軟な勤務時間の対応に努める。

また、年次有給休暇及び特別休暇などの各種休暇制度の充実と取得に努める。

④ 人事管理等

適宜所属長は障がい者に対する面談を実施し、状況把握と体調管理を行う。

途中で障がい者となった者には、円滑な職場復帰ができるよう必要な環境整備を行うものとする。

6 実施内容の公表内容

- ① 実雇用率
- ② 定着率